自己責任でチャレンジでき イノベーションが生まれる

環境の実現を

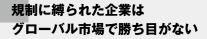
新産業革命と規制・法制改革委員会 委員長/間下 直晃

(インタビューは12月5日に実施)

経済のグローバル化と急速に進むデジタル化は、

多くの産業分野で従来のビジネスモデルを大きく変えつつある。

日本は現状、諸外国に比べて、革新的技術の開発力とその社会実装力の 双方で後れをとっている。世界市場で互角に競争できるイノベーションを 起こすための推進策について、間下直晃委員長が語った。



まずは日本の特徴として、事業につ いての事前規制や、行政の裁量に委ね られる部分の多さがあります。「法律で 決まっていないことはやらない」とい う前提が、多くの業界にあるというこ とです。技術革新が加速している現在、 こうした前提があっては、スピーディー な事業化に対応できないでしょう。

世界に目を向けると、それぞれの国 や経済圏が競争優位を勝ち取ろうとし ています。米国は研究開発に優れ、中 国は先進技術の社会実装力が強く、EU はその市場規模を活かして域内企業に 有利な規制・制度を作っています。

一方、日本は、革新的な技術の開発 力とその社会実装力のいずれも遅れて いるといわざるを得ません。

グローバル化がどんどん進んでいく 中で、規制に縛られた状態のプレーヤー がグローバル市場で戦っても、勝ち目 がないのは明らかです。

さらに、日本市場に入ってきて、自 国の方式でビジネスをしようとするグ

ローバル企業もあります。そうした戦 いでも、日本の企業は苦戦することに なるでしょう。

事業者に規制を適用せずに ビジネスのアイデアを実行する場

諸外国はさらなるイノベーションを 起こすべく、「レギュラトリー・サンド ボックス」を活用し始めています。レ ギュラトリー・サンドボックスとは、 革新的な新事業を創出するために、事 業者にすぐには規制を適用せず、実証 実験をしやすくする仕組みのことです。

例えば英国では、革新的な金融商品・ サービスなどの実現に向けて、事業者 に対して法律を即時適用せず、安全な 実験環境を提供することで、イノベー ションを促しています。また、スマー ト金融センターの確立を目指すシンガ ポールでは、金融機関やフィンテック 関連企業などを対象に、個別の事例に 応じて法的規制を緩め、実証しようと しています。

レギュラトリー・サンドボックスの 基本的な考え方は、自己責任で事業者 と利用者のお互いが納得できる形なら、

規制を外してビジネスのアイデアを実 現してもらい、問題がなければ事業化 するというものです。金融はもともと 規制業種なので、それを外していかな いとイノベーションは生まれません。 金融分野を中心に、海外でレギュラト リー・サンドボックスの仕組みが整え られているのは、このためです。

国内でも、レギュラトリー・サンド ボックスの仕組みを作る必要がありま す。でないと、既存の法律が想定して いないビジネスが出てきたときに何も 進まず、海外で先んじて生まれたもの を受け入れるしかなくなる恐れがある からです。日本の企業は枠組みがない と動かない傾向が強いので、「この枠の 中なら規制を適用しない」ということ にすれば、新しいものが生まれてくる のではないでしょうか。

日本でレギュラトリー・サンドボッ クスを始める場合、業種・業界をどこ に絞るかはこれからの議題でしょう。 政府の会議では、ICT、AI、ブロック チェーン、宇宙開発などの分野で利用 の可能性が探られています。新産業革 命における先進技術やビジネスモデル



など、幅広い分野で枠組みを作ること で、全般的なイノベーションが生まれ る可能性を高めるべきだと思います。

スキルを磨きたい若者が 働き方を選択できる環境も大切

レギュラトリー・サンドボックスは、 仕組みだけあっても、活用できる人材 がいなければ機能しません。グローバ ルに通用するスキルを磨きたい若者が、 主体的にチャレンジする働き方を選択 できるよう、環境を作ることも大切で す。労働時間を一律に短くすればよい わけではなく、成長志向が強い人は長 時間働いても構わないとする制度など が必要だと考えます。

グローバル化が進む中で、日本の規 制のあり方や働き方を変えていかない と、グローバルな競争に勝つことはで きないでしょう。幅広いテーマで新産 業革命が注目され、将来的には全ての 業界が新産業革命から出てきたものに 置き換えられる可能性もあるとされま す。そうした危機感を皆さんと共有し、 日本がいい方向に向かうように、私も 発言していければと思っています。

提言概要(12月8日発表)

「日本版レギュラトリー・サンドボックス」の 早期実現に関する要望

自己責任でチャレンジできる社会の実現に向けた規制改革を一

■ 「日本版レギュラトリー・サンドボックス」創設において考慮すべき点

- 「日本版レギュラトリー・サンドボックス」 は、新産業革命の中核となる技術活用やビ ジネスモデルのアイデアを持つ事業者が、 それらを「まずやってみる」 ことができ、創 意工夫、試行錯誤ができる空間とする。
- ●サンドボックスにおける事業者、ならびに 製品・サービスの利用者は、共にリスクに 対して自己責任を負う。
- ●実証実験によるデータを蓄積し、エビデン スに基づく規制改革を推進する。
- ●「日本版レギュラトリー・サンドボックス」 を所管する新たな機関(会議体)を設置し、

活用する事業者は、ビジネスモデルなどの 革新性を重視する。当該機関が規制改革を 迅速かつ府省庁横断的に推進するための高 度な意思決定ができるよう、例えば、内閣 総理大臣を本部長とした体制を構築する。

- ●適用実績数や適用許可率などのKPIを当該 機関が持ち、発展的な目標設定をする。
- ●実証実験の結果については当該機関が検証 し、大きな問題がない場合や、改善により 問題解決ができる場合は、事業化できるよ うにする。

リスクに対する自己責任を基本とした制度設計

(1)「日本版レギュラトリー・サンドボックス」 (5) 事業者によるリスク管理 の対象テーマ

●企業などから提案された、新産業革命にお ける先端技術やビジネスモデルなど、イノ ベーションにつながる事業分野全て。

(2)対象エリア

●先端技術などを活用した製品・サービスの 利用に伴うリスクが、事業者と利用者の二 者間における契約の範囲に限定されるテー マは、全国を対象とする。事業者と利用者 以外の同意を得ていない第三者に及ぶテー マは、対象エリアを限定する(自動運転の 場合は特定道路、特定の自治体域内とす る、など)。

(3) 実証実験における規制の適用除外

- ●実証実験は「事業化前」と捉え、業法は適 用しない。実証実験にかかわる規制が業法 など複数の法令にわたる場合には、サンド ボックスの所管機関が関連規制に対する ノーアクションレターを包括的(横断的) に発出する。
- ●実証実験には期限を設け、期間終了後、事 業者は速やかに当該機関に結果を報告する。

(4) リスクに対する保護規制の適用除外への

●製品・サービスの利用者は、生じ得るリス クと、それに対する保護規制の適用除外に ついて説明を受けた上で利用に同意した個 人(成年者に限定)または法人とする(自己 責任原則の確立)。

- ●事業者には、規制緩和により生じる可能性 のあるリスクを軽減するための措置や、関 連するデータの蓄積を求める。
- ●規制緩和による効果やリスクに関するデー 夕は所管機関が検証する。

(6) 利用者が損害を被った場合の補償への備え

●サンドボックスでの製品・サービスの利用 による被害が利用者、または同意を得てい ない第三者に及ぶ可能性もある。将来的に は、これを補償する仕組みを官民が連携し て構築し、リスクデータやノウハウなどを 蓄積した上で、民間の損害保険事業者が運 営を担う。

(7)事業化への移行と規制改革

- ●原則として、事業者による実証実験につい ての結果報告およびそれに対する利用者の 評価に基づき、所管機関がその後の事業化 の可否を判断する。
- ●事業化を認める場合、当該機関は実証実験 をした製品・サービス、およびこれらとの 類似性が高い製品・サービスを対象に、現 行規制の改革や、事業化に向けた新たな規 制を整備する。
- ●実証実験から事業化への移行がシームレス にできるよう、法改正されるまでは、実証 実験の延長を認める。
- ●事業化を認めない場合は、事業者に、遅滞 なく合理的な理由を示すとともに、その理 由を公開する。

